

■議案第65号 四万十町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例について

【要旨】

本庁舎の移転に伴い、四万十町地域包括支援センターの位置の変更を行うものです。また、介護保険法の改正に伴い、本条例が引用する条番号に条ずれが発生しているため、これを修正するものです。

【改正の内容】

- ・本条例が引用する介護保険法の条番号を「第115条の39」から「第115条の46」に改正します。
- ・四万十町地域包括支援センターの位置を「茂串町201番1」から「琴平町16番17号」に改正します。

【新旧対照表】

改正後		改正前	
(設置)		(設置)	
第1条 <u>介護保険法（平成9年法律第123号）</u> 第115条の46の規定に基づき、地域住民の 保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に 支援するため、四万十町地域包括支援センタ ー（以下「センター」という。）を設置する。		第1条 <u>介護保険法第115条の39</u> の規定に基 づき、地域住民の保健医療の向上及び福祉の 増進を包括的に支援するため、四万十町地域 包括支援センター（以下「センター」という。） を設置する。	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
四万十町地域包括支 援センター	四万十町 <u>琴平町</u> 16 番 17 号	四万十町地域包括支 援センター	四万十町 <u>茂串町</u> 201 番 1
(略)		(略)	